



平成 18 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役 CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 28 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 26 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 純粋持ち株会社への移行ならびに今後の事業展開に備えるため、事業の目的を追加、整備するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 取締役会に関する規律を明確にするため、規定を整備、新設するものであります。(変更案第 23 条、第 24 条、第 26 条)
- (3) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することができるようにするために、規定を新設するものであります。なお、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第 28 条第 1 項、第 37 条第 1 項)
- (4) 監査役会に関する規律を明確にするため、規定を整備、新設するものであります。(変更案第 34 条、第 35 条)
- (5) 取締役および監査役の報酬等を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第 27 条、第 36 条)
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることから、規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)

上記 により、会計監査人の章および規定を新設するものであります。(変更案第 6 章)

当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることから、

規定を新設するものであります。(変更案第7条)

当社の定款の「名義書換代理人」は「株主名簿管理人」に名称が改められ、株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされることから、所要の変更を行うものであります。(変更案第9条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示する方法をもって、株主に提供したものとみなすことができるように、規定を新設するものであります。(変更案第14条)

株主総会の適正かつ円滑な運営のため、議決権を代理行使できる代理人の人数を定めるものであります。(変更案第16条)

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、機動的、効率的な取締役会の運営を可能とするために、規定を新設するものであります。(変更案第25条)

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役と会社の間責任限定契約を締結することを可能とするために、規定を新設するものであります。なお、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第28条第2項、第37条第2項)

会社法施行に伴い端株制度が廃止となり、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第86条において端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。(変更案附則第1条、第2条、第3条)

その他「会社法」の規定に合わせて、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

- (7) 上場会社である当社の株式の売却は、最終的には各株主の皆様の判断にゆだねられるべきではありますが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために、買収防衛策の導入について、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することが可能となるように、規定を新設するものであります。(変更案第17条)
- (8) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条項の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年9月26日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年9月26日(火曜日)

以上

現行定款	変更案
<p>制作の事業</p> <p><u>7</u> . 音声・映像のソフトウェア（ディスク・テープ・フィルム）の企画、制作、販売および賃貸の事業</p> <p><u>8</u> . 新聞、雑誌、各種刊行物ならびに出版物の企画、編集、制作および販売の事業</p> <p><u>9</u> . 演劇、ミュージカル、コンサート、展示会、その他各種イベントの企画、制作の事業</p> <p><u>10</u> . <u>企業経営戦略、マーケティング戦略の企画、立案およびコンサルティングの事業</u></p> <p><u>11</u> . 店舗、事務所、ショールーム、空間創作、イベント会場等の企画、設計、施工および設営の事業</p> <p><u>12</u> . 映像、文芸、美術および音楽に関する著作権、著作隣接権管理の事業</p> <p><u>13</u> . キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの）の企画および著作権、商標権、意匠権管理の事業（新設）</p> <p><u>14</u> . <u>不動産の売買、管理および仲介の事業</u></p> <p><u>15</u> . <u>飲食店業、喫茶店等の経営の事業</u></p> <p><u>16</u> . <u>遊園地、遊戯場等に関する施設の企画、設計、監理のコンサルティングの事業</u></p> <p><u>17</u> . <u>テレビ、ラジオ、ビデオ、レコード、コマーシャル、映画および舞台の企画ならびに制作</u></p> <p><u>18</u> . <u>俳優、舞踏家、演奏家、歌手および作家の養成、管理ならびに出演の斡旋</u></p> <p><u>19</u> . <u>服飾品および日用雑貨の輸入、販売</u></p> <p><u>20</u> . <u>コンピュータ・ソフトウェアの設計・プログラム開発および研究ならびに技術提供および保守管理に関する業務</u></p> <p><u>21</u> . <u>ニューメディアに関するシステム開発および販売</u> (新設)</p>	<p><u>13</u> . 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ、フィルム）の企画、制作、<u>上映、販売、輸出入</u>および賃貸の事業</p> <p><u>14</u> . <u>書籍、新聞、雑誌、各種刊行物、写真、出版物</u>ならびに<u>電子出版物の企画、編集、著作、制作、製版、販売および輸出入</u>の事業</p> <p><u>15</u> . 演劇、ミュージカル、コンサート、展示会、その他各種イベントの企画、<u>立案、制作および運営</u>の事業 (削除)</p> <p><u>16</u> . 店舗、事務所、ショールーム、空間創作、イベント会場等の企画、設計、<u>施工および設営ならびにディスプレイ</u>の事業</p> <p><u>17</u> . (現行どおり)</p> <p><u>18</u> . (現行どおり)</p> <p><u>19</u> . <u>ディスプレイ用資材、可動装置、制御装置、衣料品、日用雑貨、衣料用繊維品、食料品、飲料、文房具、スポーツ用品、玩具、化粧品、貴金属、宝石、美術品等に関する販売促進品の企画、設計、製作、販売および輸出入の事業</u> (削除)</p> <p><u>20</u> . (現行どおり)</p> <p><u>21</u> . <u>遊園地、遊戯場等に関する施設の企画、設計、監理のコンサルティングならびにそれら施設の利用の割引カードの発行、普及、発展、調査、指導および加盟店の管理に関する事業</u></p> <p><u>22</u> . <u>テレビ、ラジオ、ビデオ、レコード、コマーシャル、映画などの映像媒体の企画、編集、販売ならびに舞台の企画および制作の事業</u></p> <p><u>23</u> . <u>俳優、舞踏家、演奏家、歌手および作家の養成、管理ならびに出演の斡旋の事業</u> (削除)</p> <p><u>24</u> . <u>コンピュータ・ソフトウェアの設計、プログラム開発および研究ならびにコンピュータ・ソフトウェアの技術提供および保守管理に関する事業</u></p> <p><u>25</u> . <u>各種映像およびニューメディアに関するシステム開発、設計および販売の事業</u></p> <p><u>26</u> . <u>コンピュータ・システム、ソフトウェア、ハー</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>2.2. 情報処理・情報提供サービスおよびこれらに関するセミナー・講演会の企画・立案ならびに運営</u></p> <p><u>2.3. イベントの企画・立案ならびに運営</u> (新設) (新設)</p> <p><u>2.4. 工業所有権の取得、貸与および管理</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>2.5. インターネットによる通信販売の事業</u></p> <p><u>2.6. インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</u> (新設)</p> <p><u>2.7. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業</u></p> <p><u>2.8. インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業</u> (新設) (新設)</p> <p><u>2.9. 貸金業</u></p> <p><u>3.0. 古物の売買事業</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p><u>ドウェアおよびインターネットのホームページの企画、設計、プログラム開発および企画、研究、開発、制作、管理、運用、販売、輸出入ならびにコンサルティング事業</u></p> <p><u>2.7. 情報の収集、情報処理、情報提供サービスおよび研究開発ならびにこれらに関するセミナーや講演会の企画、立案および運営事業</u> (削除)</p> <p><u>2.8. 通信システムによる情報の収集および販売事業</u></p> <p><u>2.9. 電子技術を利用した情報流通システムの企画、デザイン、編集およびコンサルティング事業</u></p> <p><u>3.0. 工業所有権、著作権等の知的財産権、肖像権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画、制作、保全、利用許諾、販売、貸与、コンサルティングおよび管理運用ならびにこれらの仲介の事業</u></p> <p><u>3.1. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業</u></p> <p><u>3.2. 有料職業紹介業</u></p> <p><u>3.3. インターネット接続事業</u> (削除)</p> <p><u>3.4. インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</u></p> <p><u>3.5. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、管理、運用および保守ならびにその受託事業</u></p> <p><u>3.6. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業ならびに陸上運送業務、海上運送業務、航空運送業務、荷役作業請負業および倉庫事業</u></p> <p><u>3.7.</u> (現行どおり)</p> <p><u>3.8. 物流システムの研究開発事業</u></p> <p><u>3.9. 金融業</u></p> <p><u>4.0.</u> (現行どおり) (削除)</p> <p><u>4.1. 銀行代理業</u></p> <p><u>4.2. 外国為替取引業</u></p> <p><u>4.3. 生命保険の募集および損害保険代理店事業</u></p> <p><u>4.4. 有価証券および不動産証券化商品等の取得、投資、保有および運用事業</u></p> <p><u>4.5. 融資、債務の保証および債権買取を含めた信用供与とこれらの斡旋および仲介ならびに債権の買取り事業</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>46. 集金代行業</u>
(新設)	<u>47. 企業の技術、販売、製造、企画等にかかる業務提携の斡旋および仲介ならびに事業譲渡、資産</u>
	<u>売買、資本参加、および合併に関する斡旋および仲介事業</u>
(新設)	<u>48. 投資事業有限責任組合財産の運用および管理ならびに投資事業有限責任組合財産持分の募集、</u>
	<u>販売事業</u>
(新設)	<u>49. 経営一般および株式公開に関するコンサルティング事業</u>
<u>3.1. 投資業</u>	<u>50. 投資顧問業および投資業</u>
(新設)	<u>51. 証券業、証券仲介業ならびに証券事務処理に係</u>
	<u>わる事業</u>
(新設)	<u>52. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋および</u>
	<u>鑑定事業</u>
(新設)	<u>53. 不動産特定共同事業</u>
(新設)	<u>54. 都市開発、都市計画に関する企画、調査、設計</u>
	<u>および監理事業</u>
(新設)	<u>55. 建物の設計および施工監理、建築および設備工</u>
	<u>事</u>
(新設)	<u>56. 建築または建物内部のための資材および装飾品</u>
	<u>等の輸出入、販売、斡旋および仲介事業</u>
(新設)	<u>57. 電話加入権の販売ならびに動産、自動車および</u>
	<u>電話加入権のリース、レンタルおよびその仲介</u>
	<u>事業</u>
(新設)	<u>58. 企業経営戦略、マーケティング戦略の企画、立案</u>
	<u>およびコンサルティングの事業</u>
(新設)	<u>59. 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の</u>
	<u>作成等の会計、経理に関する事務の請負事業</u>
(新設)	<u>60. 人事測定、企業内教育訓練および人事コンサル</u>
	<u>ティング事業</u>
<u>3.2. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>61. 前各号に付帯する一切の事業</u>
(新設)	<u>2 当社は、前項各号の事業に付帯もしくは関連</u>
	<u>する一切の事業を営むことができる。</u>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第3条 (現行どおり)
	(機関)
(新設)	<u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の</u>
	<u>機関を置く。</u>
	<u>1. 取締役会</u>
	<u>2. 監査役</u>
	<u>3. 監査役会</u>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、240,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決により選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、端株原簿の記載、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載、株券喪失登録の手続、その他株式および端株に関する取り扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以</u></p>	<p style="text-align: center;">4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料については、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、随時必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年6月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の</p>

現行定款	変更案
<p>合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 <u>株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第15条 (新設) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第17条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p>	<p>定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および株主の共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために、買収防衛策として一定のルールを導入または更新することができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会が指名する顧問あるいは相談役を置くことができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 (新設) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第24条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第25条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに<u>その通知を</u>発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することが</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ</p>

現行定款	変更案
できる。	る。
(新設)	<p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
(新設)	<p>(報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p>(監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新設)	<p>(選任方法) <u>第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p>(任期) <u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
<p><u>第26条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、会社の決算は各営業年度の</u></p>	<p><u>第40条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>末日をもってなされる。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第27条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 <u>利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の期末配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の端株に関する取り扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第2条 <u>当社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>当社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、その他端株に関する事項は、名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から第3条までは、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除する。</u></p>

以 上